



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	企業不正事例と規定の改訂
Author(s)	吉見, 宏
Citation	経済學研究, 47(2), 267-280
Issue Date	1997-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32076
Type	departmental bulletin paper
File Information	47(2)_P267-280.pdf



企業不正事例と規定の改訂

吉 見 宏

1. 序

会計・監査制度はその時代の社会の要請に応じて作られるものである。その要請は時代の移り変わりに応じて必然的に変化し、それに応じて制度の内容、すなわち各種の規定も変更される。

一般論として、規定の改訂は現行規定の「改善」が目的で行われる。逆にいえば、規定の改訂はそれまでの規定に何らかの不都合ないし欠陥が生じたためにおこなわれることになる。そしてその不都合点、改善すべき点は、それを顕在化させる具体的事象があって初めて認識される。

たとえば、我が国において明治期に商法を中核とした会計・監査制度が設けられ、これに加えて戦後、証券取引法を中核とした会計・監査制度が設けられたのは、まさにその当時の社会の要請があったからにほかならない。そしてその結果、戦後の我が国の会計・監査規定の改訂の大きな理由の1つに、基底にある哲学の異なるこの2つの会計・監査制度の並立が不都合であり、その改善すなわち両制度の調和化の必要性が挙げられることになる。確かにこれは、我が国の戦後の会計・監査制度の改訂にあってその契機の一つであったに違いない。しかし、これのみをもって我が国の会計・監査制度の改訂の理由を説明することは不適当である。それは会計・監査制度の改訂の契機となる「不都合」は、他の社会環境の変化からも生ずるからである。そしてそのような種類の「不都合」が端的に顕在化するのには、既存の会計・監査制度の信

頼性に疑問を投げかけるような事件の発生であり、企業会計・監査制度にとっては各種の企業不正事例の発生にほかならない。

かかる認識に基づいて、本稿では、戦後の我が国の主な企業不正事例に対して、制度的にいかなる対策がとられたのかを検討し、これらの事例が我が国の会計・監査制度の改訂に及ぼした影響、すなわち両者の関連につき検討することを目的とする。

2. 昭和49年商法改正へ至る展開

本稿では主として戦後の企業不正事例と規定の改訂とを関連づけて検討するが、もちろん、企業の不正事例は戦後に限ったものではない。

本稿の目的との関連において、戦前の不正事例として注目すべきものは、1909年(明治42年)に明るみに出た「日糖事件」であろう。株価操作による経営陣の個人的利益の稼得、台湾等の外地産原糖にかかる戻し税制度の継続をめざした贈賄、85万円におよぶ粉飾決算といった内容を含むこの事例は、近代国家をめざしたわが国が設けた初めての会計・監査規定といえる商法、特にその監査役監査の問題点を問う事例となった。この事件の社会的背景には、この時期に経済発展に伴って会社数が急速に増大したことがある¹⁾。すなわち、会社数の増加は企業による不正の確率を確実に増すことになり、また経済の発展はその社会的影響を大きくもする。その中で、いわばいつの間にか監査役の職責もおそら

1) 久保田 [1974], 8頁, 久保田 [1976], 85頁。

表1 戦後の企業不正事例と関連規定

- 1948. 4 証券取引法公布
- . 5 昭和電工（疑獄）
- . 7 公認会計士法公布
- 1949. 10 日本公認会計士協会発足
- 1950. 1 トヨタ自動車工業（経営危機）
- . 5 商法改正
- . 7 監査基準，監査実施準則制定（経済安定本部企業会計基準審議会）
- 1953. 5 日産自動車の労働争議
- 1956. 11 監査基準，監査実施準則改訂，監査報告準則制定（大蔵省企業会計審議会）
- 1957. 1 「正規監査」実施
- 1958. 3 千葉銀行（レインボー事件）（不正融資）
- 1962. 4 商法改正
- 1963. 3 計算書類規則制定
- 1964. 12 サンウェーブ工業（粉飾経理，倒産）
- 1965. 2 田中蔵相，早急な監査基準整備の意向
- . 3 山陽特殊製鋼（粉飾経理，倒産）
- 蔵相，監査基準・準則の改訂を企業会計審議会に諮問
- . 5 山一証券（倒産危機）
- 蔵相，公認会計士制度について公認会計士審査会に諮問
- . 8 大蔵省，有価証券届出書等の審査を強化
- . 9 監査実施準則改訂
- . 10 「『実質的支配従属関係を有する会社』の監査について」「『確認』について」「『立会』について」（日本公認会計士協会監査委員会）
- 1966. 4 監査基準，監査報告準則改訂
- . 5 「厳正な監査の実施について」（大蔵省）
- . 6 公認会計士法改正
- . 12 「規律規則」（日本公認会計士協会）
- 1967. 5 「監査制度に関する問題点」（法務省法制審議会）
- 1968. 2 「公認会計士監査の充実強化について」（大蔵省）
- . 9 「株式会社監査制度改正に関する民事局参事官試案」（法務省法制審議会商法部会）
- 1969. 11 「公認会計士の質的向上について」（大蔵省）
- 1970. 3 「商法の一部を改正する法律案要綱」（法制審議会商法部会）
- 1974. 4 商法改正，監査特例法公布
- . 5 日本熱学工業（粉飾経理，倒産）
- . 10 「重要性の判断基準について」（日本公認会計士協会監査委員会）
- 1975. 5 「正当な理由にもとづく会計処理の原則又は手続の変更について」（日本公認会計士協会監査委員会）
- . 6 連結財務諸表原則（企業会計審議会）
- . 8 興人（粉飾経理，倒産）
- . 11 東邦産業（粉飾経理，倒産）
- 1976. 2 ロッキード事件（疑獄）
- . 7 監査実施準則，監査報告準則改訂（連結財務諸表の導入）
- . 10 連結財務諸表規則制定（大蔵省）
- 1977. 3 中間財務諸表作成基準，中間財務諸表監査基準（企業会計審議会）
- 1978. 2 永大産業（倒産）
- . 5 不二サッシ工業・販売（粉飾経理）
- . 9 「公認会計士監査における組織的監査の徹底と独立性の保持について」（大蔵省）
- . 12 日商岩井（ダグラス・グラマン事件）（疑獄）
- 1979. 6 「組織的監査要綱」（日本公認会計士協会）
- . 8 大光相互銀行（簿外保証）
- . 9 徳陽相互銀行（簿外保証）
- . 10 K D D（密輸，疑獄）
- 1981. 4 日本コッパース，監査法人を相手取り損害賠償請求訴訟を提訴
- . 6 商法改正

- 1984. 2 大沢商会 (倒産)
- 7 リッカー (粉飾経理, 倒産)
- 1985. 8 三光汽船 (倒産)
- 1986. 5 平和相互銀行 (不正融資)
- 1988. 4 第一相互銀行 (不正融資)
- 7 リクルート事件 (疑獄)
- 10 「相対的に危険性の高い財務諸表項目の監査手続の充実強化について」(日本公認会計士協会監査第一委員会)
- 1989. 5 監査実施準則改訂
- 1990. 5 イトマン事件 (不正経理)
- 8 「監査基準・準則の見直しに関する検討結果」(日本公認会計士協会)
- 1991. 3 日本コッパース事件, 一審で監査法人の損害賠償責任認定
- 5 監査基準, 監査実施準則改訂
- 日東あられ (粉飾経理, 倒産)
- 6 マクロス (粉飾経理)
- 7 野村証券, 日興証券 (損失補填)
- 富士銀行, 埼玉銀行, 東海銀行 (不正融資)
- 8 東洋信用金庫 (架空預金, 解体清算)
- 12 監査報告準則改訂
- 1992. 2 佐川急便事件 (疑獄, 不正経理)
- 7 証券取引等監視委員会発足
- 9 アイベック (粉飾経理, 倒産)
- 10 イトーヨーカ堂 (総会屋へ利益供与)
- 「分析的手続」(日本公認会計士協会監査基準委員会)
- 11 雅叙園観光 (監査法人の解任)
- 「特記事項」(日本公認会計士協会監査基準委員会)
- 1993. 1 「経営者による確認書」(日本公認会計士協会監査基準委員会)
- 2 道央信用金庫 (不正融資, 経理操作)
- 5 釜石信用金庫 (多額不良債権, 解体清算)
- 6 ゼネコン汚職事件 (ハザマ, 清水建設 (1993. 6), 鹿島, 飛島建設 (1993. 10))
- 7 につかつ (倒産)
- キリンビール (総会屋へ利益供与)
- 10 商法改正 (監査役会, 社外監査役制度, 株主代表訴訟の簡素化)
- 1994. 3 日本商事 (インサイダー取引)
- 「内部統制」(日本公認会計士協会監査基準委員会)
- 6 「店頭登録企業についての改善案」(日本証券業協会)
- 1995 東京協和信用組合, 安全信用組合 (経営破綻, 解体清算)
- 3 「監査上の危険性と重要性」(日本公認会計士協会監査基準委員会)
- 1996. 3 「監査計画」(日本公認会計士協会監査基準委員会)
- 6 高島屋 (総会屋へ利益供与)
- 7 「他の監査人の監査結果の利用」(日本公認会計士協会監査基準委員会)
- 9 「十分な監査証拠」(日本公認会計士協会監査基準委員会)
- 1997. 2 「試査」(日本公認会計士協会監査基準委員会)
- 3 「不正および誤謬」, 「違法行為」(日本公認会計士協会監査基準委員会)
- 味の素 (総会屋へ利益供与)
- 5 野村証券, 第一勧業銀行 (総会屋へ利益供与)

くは彼らが考えていた以上に重いものとなってきていたといえよう。

そしてこの事例の後, 監査制度の改善論議がなされることになる²⁾。その中には監査役に能

力ある者を選任するために, 株主以外からの選任も認めるような現行商法の改訂案のほか, 英国にならった会計士制度を創設すべきというものもあった。後者については, 1914年(大正3年)に「会計士法案」の国会提出, 1927年(昭和2年)「計理士法」の公布となって我が国にも

2) 羽柴 [1956], 47頁, 原 [1989], 26頁および29頁。

職業会計人資格を設けることに結果するのだが、この長期間にわたる議論の中でかかる職業会計人を監査制度に生かすという考え方は大きく後退してしまう³⁾。結果として、監査制度の改善という点では、1938年(昭和13年)に商法が改正され株主以外からも監査役が選任できることとなったことに止まる結果となった⁴⁾。もっともここでは、次第に経済が戦時化、統制化し、自由な経済活動が制約されていった時代背景があることも忘れてはならないであろう。企業の自由な活動を前提としない経済下にあつては、監査の社会的意義も薄れざるを得ないと思うからである。

終戦を迎えて、我が国の会計制度も大きく変化を受けることとなるのは周知の通りである。1948年(昭和23年)4月には証券取引法が公布され、先述のごとく既存の商法に加えて証券取引法を中核とする会計・監査制度が形成される。特にここでは公認会計士による監査が導入されることとなり、同年7月には公認会計士法が公布され、翌年には日本公認会計士協会が発足した。ここに、監査をその職責とする職業会計人制度が、国家資格として我が国に成立することになった。

一方、1950年(昭和25年)には商法が改正されたが、これにより監査役による監査の範囲は会計監査のみとなり、業務監査は取締役会にゆだねられ、監査役の職務からは除かれることとなった。また、監査役の任期は2年内から1年内に変更された。

また同年7月には経済安定本部企業会計基準審議会が「監査基準」「監査実施準則」を公表した。同審議会は、翌年大蔵省企業会計審議会となって「監査基準」および「監査実施準則」を改訂すると共に、「監査報告準則」を公表した。これにより、公認会計士による監査態勢は規定の面からは整ったこととなり、翌1957年(昭和

32年)からはいよいよ公認会計士による「正規監査」が、対象企業に対して行われることとなったのである。また、1962年(昭和37年)には1951年(昭和26年)に経済安定本部企業会計基準審議会が公表した「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」の内容を大きく採り入れた形で商法が改正され、併せて翌年には商法計算書類規則が制定された。これにより、企業会計原則の規範性が薄まり、以後法規範たる商法との調整を余儀なくされるようになった⁵⁾。

この間、企業にかかわる不祥・不正事例はなかったわけではない。1948年(昭和23年)に起きた、疑獄事件である昭和電工事件はその典型であり、また1950年(昭和25年)には、トヨタ自動車工業の経営危機も表面化している。しかしながら、これらの企業不正事例、経営危機事例が先の監査制度の整備を招いたと考えるのは困難であろう。この時期は、周知のようにすべての面で戦争からの復興、体制の再構築の時期であった。監査制度も、新たなものを構築していた時期とみるべきであり、そのための各種規定の設定期であった。特に証券取引法を根拠とする監査制度は、我が国にとってまったく新たな外部監査制度であり、これは戦前の経済体制、企業体制に対する対策として構築されたものという理解はできるであろうが、戦後の不正事例に対する対応とみなすことは不当であろう。上記の昭電事件についていえば、多額の復興金融公庫融資を狙っての贈賄がその本質であり、トヨタ自工の経営危機は、労働争議が大きな原因となったものである。周知のようにかかる労働争議は1953年(昭和28年)に日産自動車でも起きており、いわばこれらの事例は戦後の混乱期を背景にして生じたものであり、新たな経済体制を構築する中で生じたものと考えるべきである。

したがって、企業不正事例と規定の改訂との関連を考えると、現在の我が国の会計・監

3) この間の推移は、原[1989]、第一章、第二章および第四章に詳しい。

4) 久保田 [1974]、9頁、久保田 [1976]、85-86頁。

5) 新井 [1989]、10頁。

査制度が確立し機能し始めた1960年代以降について考察することが正当といえよう。また、社会的背景としても昭和30年代に入ると我が国はいわゆる高度成長期を迎え、「経営学ブーム」が起こったことでも理解できるように、企業経営が注目され、各企業の経営が戦後復興を脱した時期となる。すなわち1960年代以降は、企業が通常の経営を行える環境下にあり、かつ我が国の会計・監査制度が成立した中で会計・監査活動が行われうる状況にあったとみることができるのである。

さて、このような中での企業不正事例となると、1964年（昭和39年）のサンウェーブ工業の粉飾経理・倒産事例、翌年3月の山陽特殊製鋼の粉飾経理・倒産事例が最も初期のものということになる。このうち山陽特殊製鋼事件にあっては、担当公認会計士が粉飾経理を黙認していたことが明らかとなった。これは、同社の監査が個人の公認会計士によって行われており、そのため独立性を保持しにくい状況にあったためと考えられた。また本事例の粉飾方法は基本的には架空売上の計上であるが、当時の監査実施準則では特に必要な場合にしか資産棚卸の立会、売掛債権の確認が認められておらず、結果としてこれらの監査手続が被監査企業から拒否されやすいことも問題と認識されたのである。

いずれにせよ、公認会計士の監査がありながら大きな粉飾経理事例が発生したという点で、サンウェーブ工業、山陽特殊製鋼の両事例、特に後者のそれは、我が国の監査制度に対しいへん大きなショックを与えた事例であったといえてよい。それは、この事例については他の企業不正事例に比してきわめて多くの論者が多角的な分析を行っていることからみることができる。そしてそれは、他のこの時期の粉飾・倒産事例と相まって、ここまで形成されてきた戦後の我が国の監査制度を大きく見直す契機となったのである。

サンウェーブ工業の粉飾・倒産の前後には、日本特殊鋼、富士車輛などの倒産もあり、これ

らを含めて対策が求められていたところであったが、この点では当時の田中角栄大蔵大臣が1965年（昭和40年）2月18日に国会で向こう6カ月で監査基準等を整備する旨の答弁を行っている。すでに企業会計審議会第三部会の佐藤孝一部会長は同年1月中旬に改訂作業を受諾しており、これを受けての答弁であったと思われるが、そののち3月に入って山陽特殊製鋼事件が発覚することになるのである。大蔵省が、山陽特殊製鋼の不正経理についてどの程度関知していたのかは不明であるが、この時間的経緯からすれば、監査基準の改訂についての議論は、山陽特殊製鋼事件以前の不正事例、特にサンウェーブ工業の粉飾経理事例を契機に開始され、山陽特殊製鋼事件の発覚に伴って加速されたとみるべきであろう。田中蔵相は3月に企業会計審議会に対し、監査基準・準則の改訂と連結財務諸表制度の検討を諮問、このうち前者について、佐藤第三部会長は、監査実施準則を最優先に改訂作業を始めることとし、3月30日からこれにとりかかっている⁶⁾。

また大蔵省は、同年8月に「有価証券届出書・同報告書審査大綱」により、有価証券届出書等の審査の強化を打ち出した。これは同年9月より実施され、その内容は、①届出書の草案審査の廃止、②有価証券報告書の重点審査、③「不適正」、「意見差控」の意見をつけられた監査報告書のとりまとめ公表、からなっていた。このうち②は、重要な虚偽記載すなわち粉飾決算の有無を確かめるための審査であり、その結果相当数の粉飾を行っている会社が発見されたという⁷⁾。しかもそこには公認会計士が専門家としての注意を怠ったためないし粉飾経理の事実を知らながら適切な措置をとらなかった事例が多数含まれていたことから、1966年5月、大蔵省は日本公認会計士協会に対し、「厳正な監査の実施について」と題する通達を行った⁸⁾。

6) 経緯については、佐藤 [1966]，44頁参照。

7) 奥村 [1966]，113頁。

8) 奥村 [1966]，114頁。

さて企業会計審議会は監査実施準則の改訂を田中蔵相の答弁に違わない迅速さで早くも同年9月28日には完成させ、30日に蔵相へ答申、続いて10月19日からは監査基準および監査報告準則の改訂作業に入り、翌年4月26日に答申にこぎつけている⁹⁾。ここで監査実施準則改訂の際に示された、「監査実施準則の改訂について」(昭和40年9月30日、企業会計審議会)には、「最近において、一部の被監査会社の倒産の発生に関連して、監査制度をめぐる諸条件を再検討し、これを整備する必要があるとの社会の批判が急速に高まり、監査態勢の充実強化を図る方策の一環として監査基準等について改善を要望する声がにわかに強くなるとともに、本年3月18日大蔵大臣から本審議会に対しこれらの改善について諮問が行われるに至った」とあり、比較的明瞭に、監査実施準則のみならずその後改訂されることになる監査基準、監査報告準則を含めて、これらの監査基準等の改訂が当時の不正事例に影響を受けたことを述べている。改訂されたこれら監査基準・準則には、原則として売掛金の確認を行うこと、棚卸資産の実地棚卸への立会(「特に必要ある場合には」行うとしていたことからの改正)、実質的支配従属関係を有する会社に対する往査、正規の監査手続の規定、不適正意見と意見差控えの区別の明確化、が含まれることとなった¹⁰⁾。

9) この企業会計審議会の対応はきわめて迅速であった。山陽特殊製鋼事件の発覚直後に始まった改訂作業から監査基準・準則の改訂までのおよそ1年の間に、第三部会(佐藤孝一部会長)、小委員会など70回を越す「空前絶後」(新井[1989], 17頁)の頻度で改訂作業が行われている。他にも、サンウェーブ工業、山陽特殊製鋼等の一連の不正事例が、この監査基準・準則の見直しに大きな影響を与えたことを示唆するものは多い(佐藤[1965a], 77頁, 渡邊[1965], 91-92頁, 佐藤[1965b], 14頁, 太田[1965], 12頁, 佐土井[1966], 105頁, 細金[1966], 109頁, 小関[1974], 61頁)。

10) しかしかかる手続きの導入の有効性、粉飾経理の防止可能性についてはすでに疑問も呈されていた(たとえば近山[1965]および、青木他[1966]における中村萬次教授の見解(106頁)を参照)。

以上のような動きに対応して、日本公認会計士協会も1965年10月に監査委員会報告第6号「『実質的支配従属関係を有する会社』の監査について」、同7号「『確認』について」、同第8号「『立会』について」の3報告を同時に公表した。

また同年、公認会計士審査会は「日本公認会計士協会の特殊法人化及び公認会計士の協同組織体の推進についての具体的措置」についての答申を行った。そもそも、公認会計士制度については大蔵大臣が公認会計士審査会に1950年(昭和25年)に諮問し、審査会はこれに基づいて1961年(昭和36年)に日本公認会計士協会の特殊法人化と公認会計士の共同組織化の必要性を盛り込んだ答申を行っていたのであるが、山陽特殊製鋼事件が発覚した直後にあたる1965年(昭和40年)5月に、大蔵大臣は公認会計士審査会に「日本公認会計士協会の特殊法人化及び公認会計士の共同組織体の推進についての具体的措置」とする諮問を行ったのである。これに対する審査会の上記の答申は同年11月と早く、これに基づく形で翌1966年(昭和41年)6月には公認会計士法が改正され、また同年8月には「監査法人に関する省令」も公布され、公認会計士の協会への強制加入、監査法人制度の創設、協会の特殊法人化などが定められた。また協会も、同年12月に「規律規則」を定めている。このような公認会計士制度自体の強化の動きも、その時期をみても明らかなように、山陽特殊製鋼事件をはじめとする当時の企業不正事例が背景にあったと指摘されている¹¹⁾。

一方、監査基準・準則と同時に諮問された連結財務諸表制度の検討については、1971年(昭

11) 森田[1988], 107-111頁, 三澤[1989], 96頁, 101頁。この中で、森田[1988]は、被監査会社からの圧力によって粉飾を知りながら粉飾でないという証明を出した例があり、このため監査法人化によって独立性を強化する必要がある旨の昭和41年4月22日衆議院大蔵委員会における答弁を引いているが、これは明らかに山陽特殊製鋼事件を典型とする事例が念頭におかれたものであろう。

和46年)にあらためてその制度化について大蔵大臣から諮問され、これに対しての答申として1975年6月に連結財務諸表原則および同注解が公表された。この間、昭和40年前後の不正事例の発覚からはかなり時間が経過しており、その直接的関連については明確でない。しかし、これら不正事例が発覚した当時も連結財務諸表の必要性が不正事例に関連して論じられており¹²⁾、昭和40年代の不正事例が少なくとも連結財務諸表に関する議論を開始する1つの契機となったとはいえるであろう。

さて上記の対応は、証券取引法監査についてのものであったが、監査基準・準則の改訂後、商法監査にあっても対応がみられるようになる。法務省法制審議会は、1967年(昭和42年)5月に「監査制度に関する問題点」を発表、翌年9月には「株式会社監査制度改正に関する民事局参事官試案」を公表した。この「試案」では監査役の会計監査と取締役会の業務監査を強化するとしたA案と監査役が会計監査と業務監査を行い監査権限を強化するB案の2案が示され、山陽特殊製鋼事件などを背景にB案を推す意見が経済界では強かったとされる¹³⁾。このため、商法の改正作業はB案を軸に進むことになる。その結果、1970年(昭和45年)3月には「商法の一部を改正する法律案要綱」が公表され、1974年(昭和49年)4月、商法が改正されるに至った。この改正は、監査重視の改正といわれるように¹⁴⁾、監査役制度について広く見直しが行われたものであった。すなわち、監査役の任期は昭和25年改正の1年内から2年内に再度変更された。さらに、昭和25年改正で会計監査のみに限られた監査役の監査範囲は、小会社を除いて再

び業務監査をも含むものに拡大され、子会社調査権、取締役会出席・意見陳述権、株主総会提出書類調査・意見報告権、取締役の違法行為差止権、訴訟提起権などの各種の権限も明文化された。また、兼任禁止規定も子会社の取締役・支配人・その他の使用人についても兼任禁止とするものに拡大されたのである。

さらに本商法改正では同時に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」、いわゆる商法監査特例法が公布されることとなり、すなわち株式会社のうち大会社について商法上も会計監査人監査という形で公認会計士監査が導入されることとなった。

これらの変更は、監査役の独立性を強化するとともに権限を拡大しようとしたものであり、また商法にとって監査役以外の監査制度を既存の公認会計士制度を利用する形で導入したことはまさに画期的なその方針変更であったといえる。かかる大きな商法監査制度の変更の理由として、やはり1960年代の企業不正事例があったことはよく指摘されているところである¹⁵⁾。監査基準・準則等、大蔵省の所管に関わる規定の改訂作業が、山陽特殊製鋼事件等が起こった後数年内に矢継ぎ早に行われたのに対して、商法等法務省の所管に関わる規定の改訂は事件から10余年を経て成立しているという時期的な違いは見られるが、いずれも山陽特殊製鋼、サンウェーブ工業を典型とする60年代の事例に大きな影響を受け、戦後に成立した監査制度の抜本的見直しに導いたことは否めないであろう。

3. 昭和56年商法改正へ至る展開

山陽特殊製鋼事件以降、昭和49年商法改正までの昭和40年代には、水俣病問題などの公害問題が多く指摘された他には、大きな企業不正事

12) たとえば、森下[1965]、100頁および103頁、海老塚[1965]、108-109頁を参照。

13) 友杉[1993]、31頁。山陽特殊製鋼事件が商法改訂の契機となったことについても、多くの論者の共通認識となっていることのように思われる。たとえば、河井[1966]、85頁、森下[1966]、91頁、河合[1975]、157頁、高田[1976]、202頁、遠藤[1983]、226頁、可児島[1990]、201-203頁、などを参照。

14) 新井[1989]、717頁。

15) 友杉芳正「監査役監査と企業不祥事」日本会計研究学会監査特別委員会最終報告『裏金・使途不明金等企業の不正・違法行為に対する監査責任(最終報告)』1996年9月、23頁。

例は見あたらなかった。周知のように、この時期は我が国にとって第2次高度成長期と呼ばれる好景気の時期であり、一般的にいつてかかる時期には企業不正事例は発生しにくい。サンウェーブ工業、山陽特殊製鋼の事例が発覚した1964, 65の両年は、第1次高度成長期が終わり、「戦後最大の不況」と呼ばれた2年であった。しかし、1970年代中葉以降、第2次高度成長期は終わり景気は減速期に入る。そしてかつてもまた一般的にいつてもそうであるように、企業不正事例も生じてくる。

昭和49年商法改正の直後である5月、日本熱学工業が粉飾経理の末に倒産した。1975年(昭和50年)8月には興人¹⁶⁾、11月には東邦産業が同様に粉飾経理とともに倒産し、そして1978年(昭和53年)5月には不二サッシ工業・販売の粉飾経理が判明したのである¹⁷⁾。また、1976年(昭和51年)にはロッキード事件、78年にはダグラス・グラマン事件(日商岩井事件)と、大型の疑獄事件が発生し、密輸、経営者の横領、贈賄が複合したKDDの事例も発生している¹⁸⁾。さらに、公認会計士監査が導入された銀行業にあっても、1979年(昭和54年)に大光相互銀行による簿外保証事件が発覚し、続いて徳陽相互銀行、平和相互銀行でも同様の事例が見いだされた¹⁹⁾。

このような状況の中で、1978年5月の衆議院法務委員会では、監査役の強化を検討中である旨の答弁がなされ、これは専ら上記の粉飾経理事例が念頭にあったとされる。また、ロッキード事件、ダグラス・グラマン事件については、社会的には政治的疑獄事件として認識された面が大きく、不正経理事例としての認識はさほど大きかったとはいえない。このため、これらの事件のもたらした法制的影響としては、たとえば行政の情報公開についての議論が積極化し、地方自治体によってはこれを端緒に情報公

開条例を設ける動きがでてきたことがしばしば挙げられる。確かにこれは社会的にも注目を集めるのだが、この議論は次第に収束し、再びこれが世論の注目を浴びるには、1995年(平成7年)以降の、多くの地方自治体における不正経理の社会問題化を待たねばならないのである²⁰⁾。

さて商法改正においては、上記の答弁のように主として監査制度の強化を中心に据えて考えられることになる²¹⁾。そこでは、社会的には表だって注目して関連づけられなかったにもかかわらず、この一連の航空機疑獄事件も一つの契機となっていた。これはたとえば商法改正の国会審議の中でロッキード事件について行われた議論をみると明白である²²⁾。すなわち、昭和49年の商法改正後、法制審議会は商法全面改正のための議論を進め、「株式会社制度に関する改正試案」(昭和52年5月)、「株式会社の機関に関する改正試案」(昭和53年12月)、「株式会社の計算・公開に関する改正試案」(昭和54年12月)を公表したが、この間にロッキード事件、ダグラス・グラマン事件が発生する。これにより商法改正を急ぎ、会社の自主的監視機能を高めるべく会社機関について変更することが必要との議論に至り、ここまで法制審議会の試案が公表されている部分を切り離して成立させる方向へ向かわせるのである²³⁾。

ところで、商法改正の国会審議の中では、他のいくつかの企業の不正・倒産事例が取り上げ

20) 吉見 [1997], 104-105頁。

21) 新井 [1989], 717頁。

22) 昭和54年になって商法改正が全面改正から監査役を含む会社の機関についての改正を急ぐことに変更された経緯について、昭和54年に航空機疑惑に関する協議会の提言の中に会社の経理を正すというものがあり、これをもとに法務大臣から法制審議会商法部会に対し審議を急ぎ審議の終わった部分から改正する方向になった旨の答弁がなされている(昭和56年4月24日衆議院法務委員会における中島一郎政府委員(法務省民事局長)の答弁。同様の答弁が昭和56年5月21日の参議院法務委員会でも同氏からなされている)。

23) 日本公認会計士協会年史編さん委員会 [1988], 134頁。

16) 興人の事例については、吉見 [1995b] 参照。

17) 不二サッシの事例については、吉見 [1995b] 参照。

18) KDDの事例については、吉見 [1995a] 参照。

19) 大光相互銀行の事例については、吉見 [1995a] 参照。

られている。たとえば、1981年（昭和56年）の札幌トヨペットの倒産事例²⁴⁾、1979年の大光相互銀行の事例²⁵⁾、および同年のKDDの事例²⁶⁾、等も審議の中で取り上げられている。しかしこれらの事例の発生の時期を鑑みると、これらが商法改正の直接的な契機となったと考えるには無理があるように思われる。すなわち基本的には、商法改正論議が始まるにあたって直接的に念頭に置かれた不正事例は、75年以降の興人、不二サッシ等の粉飾経理、倒産事例と、76年のロッキード事件であったと考えるべきであろう²⁷⁾。なおKDDの事例への直接的対応は、国際電信電話会社法の改正となって表れ、すなわち専ら郵政行政の問題として扱われたものとなった²⁸⁾。また、大光相互銀行の事例では、大蔵省の銀行検査、日本銀行の考査のありかたが議論の俎上に載ったほか、公認会計士監査の面でも保証債務の監査手続が見直された²⁹⁾。

さて、商法は1981年（昭和56年）6月に改正され、これは先述のように監査制度の充実がその

主眼となったものである。すなわち、監査役については員数が1人以上から大会社については2人以上とし、うち1人は常勤監査役とされた。さらに、計算書類と付属明細書の同時監査が導入され、監査報告書記載事項についても改正された。そのほか、その後の監査にとって関係の深いものとして、特殊株主、いわゆる総会屋に対する一切の利益供与の禁止がある。この商法改正は82年10月から実施となり、この結果それ以降は総会屋への利益供与は商法違反事例とされることになったのである。

4. 平成3年監査基準・監査実施準則・監査報告準則改正へ至る展開

昭和56年商法改正以降も、1984年（昭和59年）7月のリッカーの粉飾経理、倒産を典型に³⁰⁾、倒産事例は他にも84年に大沢商会、85年に三光汽船と生じている。88年には疑獄事件としての性格が強いリクルート事件、90年には他の多くの企業を巻き込んで展開されたイトマン事件が発生している³¹⁾。また、銀行でも86年に平和相互銀行、88年には第一相互銀行の不正融資が発覚し、うち平和相互銀行は事実上経営が破綻し、住友銀行に吸収合併されることとなった³²⁾。また、昭和56年商法改正の結果、1984年以降、多くの総会屋への利益供与による商法違反事例がみられることとなった。

しかしながら、これらの事例に対しては、ここまでみてきたような形での法的な、たとえば商法における対応はこれを特にみることはできない。それは、上記の事例は商法にとってはそれまでの改正によって対応してきたはずのものであり、いわば対策済みのものであったからであろう。それは、商法の会計・監査規定の企業不正に対する無力さを物語るものともみえるが、反面、大企業における不正経理は確実に減

24) 札幌トヨペットの事例については、商法改正案にある監査特例法の改正のように負債200億円以上の企業に会計監査人監査が導入されていれば、その監査対象となっていたはずの企業と答弁されている（昭和56年4月21日衆議院法務委員会における元木伸説明員（法務省民事局参事官）の説明）。また、この事例についての監査役の責任についても議論されている（昭和56年4月28日衆議院法務委員会における水田稔委員の質問）。

25) 昭和56年4月21日衆議院法務委員会における岡田正勝委員の質問。また、国会では商法特例法監査の有効性につき、大光相互銀行の事例を引いて詳細な議論が行われている（昭和56年4月28日衆議院法務委員会における横山利秋委員の質問）。

26) KDDの事例は、監査役が取締役へのステップとして利用されている例として国会で取り上げられた（昭和56年4月24日衆議院法務委員会における林百郎委員の質問および昭和56年4月28日衆議院法務委員会における稲葉誠一委員の質問）。

27) 不二サッシの事例は、昭和49年商法改正直後に起こり、監査役制度の改正が不正防止に有効ではなかった事例として国会で取り上げられた（昭和56年4月24日衆議院法務委員会における林百郎委員の質問および昭和56年5月21日参議院法務委員会における藤原房雄委員の質問）。

28) 吉見 [1995a]、118頁。

29) 吉見 [1995a]、115頁。

30) リッカーの事例については吉見 [1996a] 参照。

31) イトマンの事例については吉見 [1996b] 参照。

32) 平和相互銀行の事例については、吉見 [1996a] 参照。

ってきており、不正事例はより中小の企業へ展開してきていることもわかる。その意味では、商法規定の改訂による不正防止・発見への対応は一定の成果をあげてきたともみることができよう。

ところでこの間、アメリカではいわゆる期待ギャップ問題が顕在化し、これに対処するため監査基準書の大幅な改訂がなされる結果になった。我が国にあっては、アメリカでみられたように監査人が監査を失敗を理由に損害賠償請求を受ける、という事例がなかったため³³⁾、期待ギャップ問題はいわば対岸の火事の様相を呈していた。その中で、昭和56年改正商法公布の直前に発生した、日本コッパース事件はきわめて衝撃的であったといつてよい³⁴⁾。この事例は、我が国においては初めての公認会計士を相手取った損害賠償請求訴訟であり、会計士による不正の防止・発見の責任の有無について裁判所の判断が求められるという、いわば欧米的な期待ギャップ問題の展開を我が国においてみせたものであったからである。

この裁判自体は、その包含する問題の大きさを示すように長期化することになるが、それと並行するように、我が国にあっては監査基準上での企業不正に対する対応の必要性が議論されることとなった。そしてここでいう企業不正には、過去10年程度に発生した粉飾経理にとどまらない各種不正、すなわち贈収賄、総会屋への違法支出、不公正取引に関するリベート等の企業の役職者による不正が含まれていると認識され³⁵⁾、その意味ではこれらには前節で言及したロッキード事件、ダグラス・グラマン事件やKDD事件までも含むほか、81年以降に生じた

総会屋への利益供与事件等の事例が念頭に置かれていえるべきである。

この面での規定の改訂として具体的には、1988年(昭和63年)10月に日本公認会計士協会が監査第一委員会報告第50号「相対的に危険性の高い財務諸表項目の監査手続の充実強化について」を公表した。その1には、「最近の企業の役職者による財産上の不正行為(企業の財産の不正使用、企業の財産の着服、企業の債務の転嫁等)の中には、企業に与える損害額が巨額に上るものがあり、財務諸表に重大な影響を与えると推測されるものが散見された。公認会計士の財務諸表監査は、不正の摘発を第一の目的とするものではないが、公認会計士監査に対する社会的信頼性を失墜させることがないようにこれに対応しなければならない」とあり、この報告が企業の不正事例の発覚が念頭にあってのものであることは明瞭である。ここでいう役職者による不正行為には、税務上の使途不明金の存在についての社会の批判をも視野にいれていとされるが³⁶⁾、経理部長による企業財産の不正使用がその内容であった日本コッパース事件も念頭に入っていたことは間違いのないところであろう。

さて、この監査第一委員会報告第50号では、預金等についての確認の手続の強制実施が求められたが、これに対応させる形で、1989年5月には監査実施準則が改訂される。その主眼は、昭和40年改正で設けられた売掛金の確認が「原則として」行われるべきものとされていたものを、「原則として」の部分の削ったこと、および預金の検証手続きにあっては預金先に直接の確認を行うことである。これらは先の監査第一委員会報告との整合性を求めたことによる改訂であったが、同時に特に前者については、事件が生

33) しかし、すでに公認会計士監査の導入初期から、我が国にあっては公認会計士が損害賠償責任を追求される可能性が考えられていなかったわけではない(武野[1956])。ただ現実にかかる事例が生じなかったということである。

34) 日本コッパースの事例については、吉見[1996c]参照。

35) 高田[1988]、12頁、新海[1988]、53頁。

36) 千代田邦夫「日本公認会計士協会における不正・違法行為に対する監査対応」, 日本会計研究学会監査特別委員会最終報告『裏金・使途不明金等企業の不正・違法行為に対する監査責任(最終報告)』1996年9月、18頁。

じたとき監査人の行政上の責任を規定上問いやすくすることにもなったとされる³⁷⁾。前文にあたる「監査実施準則の改訂について」には、「今般、財務諸表に重要な影響を及ぼす不正行為等の発生の可能性に対処するため相対的に危険性の高い財務諸表項目に係る監査手続を充実強化することとし」とあり、また期待ギャップ問題にも意識した改訂であった³⁸⁾。

以上の89年の監査実施準則の改訂は一部改訂の性格をもつものであったが、このとき既に監査基準・準則の全面改訂の方針は示されていた。1990年（平成2年）8月、日本公認会計士協会は「監査基準・準則の見直しに関する検討結果」をまとめ、これをもとに同年9月から、企業会計審議会第三部会（村山徳五郎部会長）は監査基準・準則の改訂作業を開始した。その審議にあたっては、期待ギャップ問題に関連して「不正」についても触れる方向で検討することとされた³⁹⁾。

1991年（平成3年）5月には監査基準と監査報告準則の改訂が中間報告の形で公表され、次いで12月には改訂監査実施準則が公表された。その「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂について」には、「会計上の不正に対する適切な措置等監査規範の面での新たな対応も求められてきている」とある。昭和40、41年の全面改訂以来、監査基準をめぐる環境の変化は公認会計士の監査対象の広がり、国際化の進展などきわめて大きなものがあり、不正問題への対応のみを監査基準、準則の改訂の契機とすることはもちろんできない。しかし、それでも89年の監査実施準則の部分改訂を含めて、この一連の改訂手順をみたとき、監査基準・準則の全面改訂の契機の1つに、昭和60年前後に発覚した企業不正事例があり、ここから広範囲な不正問

題への対応、そして期待ギャップ問題への対応が必要と認識されたことは明らかであり、多くの論者の指摘でも確認できるところである⁴⁰⁾。改訂については、期待ギャップ問題への対応として1988年に改訂されたアメリカ新監査基準書（SAS）と重なる部分が多い。その結果として導入された不正・誤謬に対応する監査手続としては、分析的手続（監査実施準則三）、重要な虚偽記載の発見、監査上の危険性（リスク・アプローチ）（同五）、組織的監査（同六）、経営者による確認書の入手（同九）というところになろう。

この新監査基準の実務指針として、日本公認会計士協会では1992年（平成4年）9月の会長諮問への答申の形で、同協会監査基準委員会から報告書が順次公表されている。これらは旧監査実施準則第二の「通常の監査手続」が削除され、リスクアプローチについての実務指針が準則中にないために作成されているものであるが、結果としてその多くが上記に示した準則中の規定、すなわち不正問題、期待ギャップ問題にかかわるものとなっている⁴¹⁾。具体的には、第1号「分析的手続」（92年10月）、第2号「特記事項」（92年11月）、第3号「経営者による確認書」（93年1月）、第4号「内部統制」（94年3月）、第5号「監査上の危険性と重要性」（95年3月）、第6号「監査計画」（96年3月）、第7号「十分な監査証拠」（96年8月）、第9号「試査」（97年2月）、第10号「不正及び誤謬」（97年3月）、第11号「違法行為」（97年3月）がそれにあたろう。特に、第10号および第11号は直接的に関連するものといえるが、それ以前の報告書についても何らかの形で不正問題への関係を有している。報告書は現在も整備され続けている状況であるが、不正問題を包含した平成3年改訂監査基準・準則の

37) 村山・脇田 [1989], 59頁。

38) 村山・脇田 [1989], 57頁。

39) 91年3月22日の企業会計審議会総会における第三部会の審議内容の報告（『JICPAジャーナル』第3巻第5号、1991年5月、46頁）。

40) 新井 [1991], 5頁, 村山・西谷 [1991], 14-15頁, 中川 [1991], 28-29頁, 新井他 [1991], 49頁, 遠藤 [1991], 51頁, 村山・西谷 [1992], 15頁, 新井 [1992], 13-14頁, 長田 [1992], 51頁, 倉澤 [1992], 59-60頁, 高田 [1992], 6, 10, 14頁。

41) 小野 [1997]。

監査実務への影響はたいへん大きかったといえよう。

さて、新しい監査基準・準則の公表に合わせたかのように、91年3月には日本コッパース事件について東京地裁で被告監査法人の過失を認める判決が下された。その後この事件は、1995年(平成7年)に東京高裁において一審とは逆の原告敗訴、被告監査法人勝訴といえる判決が下され、これが確定した。そのため、本事例は結果として我が国において裁判で監査人の不正発見責任が認められた事例とはならなかったのであるが、とはいえ上記のような監査基準改訂の経過を鑑みると、この事例の我が国の監査基準・準則との関連は無視できるものとはいいたいがたいであろう。

5. 平成5年商法改正へ至る展開

平成3年監査基準・準則の改正後の主な粉飾経理事例としては、91年の日東あられとマクロス、92年のアイベック等が典型的である⁴²⁾。しかしこれらの企業は、たとえば山陽特殊製鋼の事例などにみられる1960、70年代のものからすれば中小の企業であり、粉飾経理事例がより小規模の企業に展開していることがわかる。同様に、金融機関についても不正融資などの不正事例は銀行から信用金庫・信用組合へとやはり小規模な金融機関へと展開する傾向をみせる。これは、監査の網がより小規模の企業に及ぶようになり、問題とされる企業の範囲が広がってきたということでもあるし、あるいは大企業では粉飾経理が減ってきているということでもある。これは、ここまでの監査関係規定の充実の成果であるといってもよからう。

また、佐川急便事件やゼネコン汚職事件、証券会社の損失補填問題にみられるように、贈賄や不正な支出についても監査上の対応が求めら

れるようになる。このような違法・不正な支出と同様に扱えようが、昭和56年商法改正の後違法となった総会屋への利益供与事例は減る傾向はなく、イトーヨーカ堂の事例ではあろうことか監査役が総会屋への不正支出の主体となった⁴³⁾。

このような事例を受けて、再び監査役の強化の必要性が論じられることとなり⁴⁴⁾、1993年(平成5年)に商法が改正された。ここでは、監査役の強化と株主代表訴訟の簡素化がその主眼となっている。前者については、監査役の任期を3年に伸長すること(商法改正)、監査役の増員と監査役会の創設、社外監査役制度の導入(監査特別法改正)が定められた。これらはいずれも、監査役の独立性の強化を狙ったものと考えられる。後者の株主代表訴訟の簡素化についても、経営外部からの監視を強め、批判の方法を具体的に株主に対して与えたものといえ、提訴にあたってはまず監査役に提訴の適否の判断が求められることから、監査役にとっても単に経営者のイエスマンであり得なくなる効果を持つものである。

6. 結語

本稿では、戦後の我が国の企業不正事例と、それが我が国の会計・監査諸規定に及ぼした影響をみてきた。もとより、規定の改正にあたってはそこでどのような不正事例がその改正に影響を及ぼしたのかが具体的に規定の中で述べられることはない。また、規定、特にその草案の作成者が影響を受けた不正事例を具体的に語ることもほとんどない。その意味では、この検証は本稿でもそうであったようにあくまで状況証拠的なものの積み重ねであり、一定の限界があ

42) 日東あられの事例については吉見 [1996b]、マクロスの事例については吉見 [1996c]、アイベックの事例については吉見 [1996d] を参照。

43) イトーヨーカ堂の事例については、吉見 [1996d] を参照。

44) 倉澤 [1993]、33頁および、友杉芳正「監査役監査と企業不祥事」日本会計研究学会監査特別委員会最終報告『裏金・使途不明金等企業の不正・違法行為に対する監査責任(最終報告)』1996年9月、を参照。

るといわざるを得ない。

しかしながらその限りにおいても、本稿で見てきたごとく、我が国の監査諸規定に不正事例が及ぼした影響はかなり大きなものがあったと結論づけてよいであろう。そして現実には、かかる規定の改訂は、企業不正の防止という意味で総じて一定の効果を上げてきたといえる。それは、監査人すなわち公認会計士、監査役が、好むと好まざるとにかかわらず、これら改訂された規定を通じて企業不正の発見・防止の役割を担ってきたということでもある。

規定の改訂は社会環境の変化に応じて今後も続くであろう。たとえば1つの動きとして、97年4月には公認会計士審査会が会計士監査についての提言を行った。提言とはいえ、同審査会がかかる動きを見せたのは山陽特殊製鋼事件直後の65年以来のことである。ここには、監査結果の他の監査人による監査、監査報告書における企業の存続可能性についての情報提供、不正経理発見への取り組みなどが含まれており、不正問題への対応が念頭に置かれていることがわかる。そしてここまでのアメリカの傾向をみる限り、監査人が関知すべき不正概念を規定上も拡大する傾向がある。このことがただちに我が国に波及するものではなからうが、平成5年商法改正以降に発生した多くの企業不正事例をみると、アメリカの監査環境の変化に我が国の将来を見る思いがしてならないことは否めない。

【参考文献】

- 青木倫太郎他「円卓討論・監査実施準則の改正をめぐって」『企業会計』第18巻第3号、1966年3月、92-106頁。
- 新井清光(編)『日本会計・監査規範形成資料』中央経済社、1989年4月。
- 新井清光「監査基準・準則の全般的見直しについて」『J I C P A ジャーナル』第3巻第4号、1991年4月、4-5頁。
- 新井清光「監査基準・準則の改訂と協会の役割——新しい皮袋に新しい酒を——」『J I C P A ジャーナル』第4巻第3号、1992年3月、13-15頁。
- 新井清光、村山徳五郎、高田正淳、中嶋敬雄、脇田良一「監査基準・報告準則の改訂をめぐって(座談会)」『企業会計』第43巻第8号、1991年8月、32-50頁。
- 近山仁郎「日本版『監査手続の拡張』」『企業会計』第17巻第12号、1965年12月、64-69頁。
- 海老塚利明「監査制度はいかに拡充されるべきか」『産業経理』第25巻第5号、1965年5月、106-112頁。
- 遠藤博志「監査基準・報告準則の見直しの主要論点と経済界の意見」『企業会計』第43巻第8号、1991年8月、51-53頁。
- 遠藤孝『企業会計論』白桃書房、1983年5月。
- 原征士『わが国職業的監査人制度発達史』白桃書房、1989年6月。
- 羽柴忠雄「正規の監査実施にいたる経緯」『企業会計』第8巻第10号、1956年10月、47-52頁。
- 細金正人「監査報告は明瞭になるか」『企業会計』第18巻第6号、1966年6月、108-113頁。
- 可見島俊雄『現代企業の監査』中央経済社、1990年5月。
- 河合信雄「新商法の社会的機能」, 松尾憲橘編『会計の社会的機能』第10章所収, ミネルヴァ書房、1975年3月。
- 河井信太郎「上場会社の監査役制度改正について」『産業経理』第26巻第5号、1966年5月、85-90頁。
- 小関勇「監査基準」, 角瀬保雄編著『現代の会計監査』第4章所収, 日本評論社、1974年6月。
- 久保田音二郎『監査役監査制度』税務経理協会、1974年11月。
- 久保田音二郎「明治以降の監査役監査の発展」, 青木茂男編『日本会計発達史』第4章所収, 同友館、1976年4月。
- 倉澤康一郎「公認会計士監査の社会的定着」『企業会計』第44巻第3号、1992年3月、58-60頁。
- 倉澤康一郎「監査役制度の改正」『企業会計』第45巻第6号、1993年6月、32-37頁。
- 三澤一『会計士監査論(二訂版)』税務経理協会、1989年8月。
- 森下弘康「監査制度はいかに拡充されるべきか」『産業経理』第25巻第5号、1965年5月、100-105頁。

森下弘康「上場会社の監査役制度改正について」『産業経理』第26巻第5号, 1966年5月, 91-95頁。

森田松太郎『企業会計の軌跡と展望』三嶺書房, 1988年6月。

村山徳五郎・脇田良一「監査実施準則の改訂と今後の方向(対談)」『企業会計』第41巻第7号, 1989年7月, 56-68頁。

村山徳五郎・西谷誠一「監査基準・監査報告準則の改訂をめぐって(対談)」『J I C P Aジャーナル』第3巻第8号, 1991年8月, 13-24頁。

村山徳五郎・西谷誠一「監査基準・準則の改訂をめぐって(対談)」『J I C P Aジャーナル』第4巻第2号, 1992年2月, 13-32頁。

長田博「投資家保護の観点からみた今回の監査基準・準則の改訂」『企業会計』第44巻第3号, 1992年3月, 51-53頁。

中川隆進「監査基準・監査報告準則改訂の経緯及び見直しの背景等」『企業会計』第43巻第8号, 1991年8月, 28-30頁。

日本公認会計士協会年史編さん特別委員会(編)『公認会計士制度三十五年史——最近の十年——』日本公認会計士協会, 1988年7月。

奥村光夫「粉飾決算に対する措置について」『産業経理』第26巻第8号, 1966年8月, 112-114頁。

小野行雄「監査基準委員会報告書の作成にあたって」『J I C P Aジャーナル』第9巻第4号, 1997年4月, 4-5頁。

太田哲三「粉飾決算とその阻止」『企業会計』第17巻第10号, 1965年10月, 7-13頁。

佐土井滋「監査報告準則の改正によせて」『企業会計』第18巻第6号, 1966年6月, 105-108頁。

佐藤孝一「監査基準・準則の改善・強化」『産業経理』第25巻第5号, 1965年5月, 77-84頁(1965a)。

佐藤孝一「監査基準・準則のオリエンテーション」『企業会計』第17巻第6号, 1965年6月, 13-18頁(1965b)。

佐藤孝一「監査基準と監査報告準則の改訂について」『企業会計』第18巻第6号, 1966年6月, 42-51頁。

新海和夫「企業の役職者による不正行為と『監査基準』等の見直し」『企業会計』第40巻第3号, 1988年

3月, 53-57頁。

高田正淳「わが国監査役監査の特色」, 青木茂男編『日本会計発達史』第13章所収, 同友館, 1976年4月。

高田正淳「『監査基準』見直しの今日的課題」『企業会計』第40巻第3号, 1988年3月, 10-14頁。

高田正淳「監査基準・準則の改訂の動機と概要」日本監査研究学会監査基準再検討研究部会(編)『新監査基準・準則』第1部所収, 第一法規, 1992年6月。

武野一力「正規の監査における会計士の損害賠償責任と保険制度」『企業会計』第8巻10号, 1956年10月, 139-145頁。

友杉芳正「監査役法の制度の歴史的展開」, 日本監査研究学会監査役監査研究部会(編)『監査役監査』第3章所収, 第一法規出版, 1993年6月。

渡邊實「わが国監査制度の反省」『産業経理』第25巻第5号, 1965年5月, 91-93頁。

吉見宏「我が国における企業不正事例(1)」『経済学研究(北海道大学)』第45巻第2号, 1995年6月, 109-122頁(1995a)。

吉見宏「我が国における企業不正事例(2)」『経済学研究(北海道大学)』第45巻第3号, 1995年11月115-125頁(1995b)。

吉見宏「我が国における企業不正事例(3)」『経済学研究(北海道大学)』第45巻第4号, 1996年3月146-162頁(1996a)。

吉見宏「我が国における企業不正事例(4)」『経済学研究(北海道大学)』第46巻第1号, 1996年6月72-86頁(1996b)。

吉見宏「我が国における企業不正事例(5)」『経済学研究(北海道大学)』第46巻第2号, 1996年9月77-86頁(1996c)。

吉見宏「我が国における企業不正事例(6)」『経済学研究(北海道大学)』第46巻第3号, 1996年11月146-160頁(1996d)。

吉見宏「地方自治体における不正と監査——北海道監査委員事務局の事例を中心に——」『経済学研究(北海道大学)』第47巻第1号, 1997年6月, 96-112頁。